

くぬぎ山地区自然再生協議会 運営委員会 議事要旨

日 時 平成 18 年 6 月 27 日(火)
13 時 30 分 ~ 16 時
場 所 所沢市役所第 6 委員会室

1 出席者

勅使河原彰(委員長)、鬼頭秀一(副委員長)、足立圭子、飯田芳男、佐藤昇、平岡久司、横山進、横山三枝子、埼玉県(代理:稲葉副課長)、川越市、所沢市(代理:並木主幹)、狭山市、三芳町 計 13 名

2 議事

(1) 設置要綱、運営細則の改正について

< 概要 >

第 8 回協議会において、設置要綱の改正が賛成多数で決定した。これに伴い、設置要綱及び運営細則の追加・修正を事務局で行ったため、文言の確認を行った。

< 結果 >

事務局が提出した文言で了承された。

(2) 運営委員会のメンバーについて

< 概要 >

運営委員会の委員(定員 15 名)のうち、13 名については決定したが、残りの 2 名については運営委員会で協議することとなっていた。なお、川越みどりのサポーター金子晃氏が運営委員会委員に立候補していた。

< 結果 >

当面は現在の 13 名で進めることとし、必要な場合は他の委員にも参加を要請することとした。

(3) 平成 18 年度の取り組みについて

< 概要 >

別添資料に基づき、勅使河原委員長から平成 18 年度の取り組みについて説明があり、実施計画を作成することを今年度の目標としたい、との説明があった。

また、参考資料として、事務局から檜原湿原(佐賀県)及び神於山(大阪府)の自然再生事業実施計画が配布された。

< 結果 >

平成18年度は、実施計画を作成することを目標に、協議会及び運営委員会で協議を進めることとした。

(4) 今後のスケジュールについて

< 概要 >

『平成18年度 年間スケジュール(案)』に基づき、今年度の協議会及び運営委員会の開催スケジュールについて、協議を行った。

< 結果 >

- ・協議会については、年4回開催することとし、第9回協議会については、9月頃に実施することとした。
- ・運営委員会については、最低年5回開催し、協議の状況等に応じて、追加開催することとした。
- ・第2回目の運営委員会を7月21日(金)18:00～(場所未定)で開催することとした。
- ・今後議論を進めるにあたり、くぬぎ山の現地調査を実施することとした。(時期については未定)

(5) その他

石坂産業の拡張計画について

勅使河原会長から、三芳町の石坂産業が拡張する計画に対し、協議会の会長・副会長名で県都市計画審議会に要望書を提出した、との報告があった。

運営細則第9条(委員の除名及び設置要綱改正に伴う合意要件)の改正について

次回以降に協議することとした。

運営委員会の公開について

協議会委員については、傍聴可能とするが、運営委員会の性格を考慮して、部外者については、傍聴不可とした。また、会議結果についてもHPへの掲載等、情報の公開は原則として行わないこととした。

3 その他

- ・次回の運営委員会は7月21日(金)18:00～(場所は後日通知)。
- ・次回の運営委員会までに勅使河原委員長が保全方策に関する検討案とゾーニング案を作成し、それを基に協議することとした。

くぬぎ山地区自然再生協議会 運営委員会 議事要旨

日 時 平成 18 年 7 月 21 日(金)

18 時 ~ 20 時 30 分

場 所 所沢市役所 7 階研修室

1 出席者

勅使河原彰(委員長)、鬼頭秀一(副委員長)、足立圭子、飯田芳男、佐藤昇、横山進、横山三枝子、埼玉県、川越市、所沢市(代理:並木主幹)、狭山市、三芳町(代理:岡野補佐)
計 12 名 平岡委員欠席

2 議事

(1) 鬼頭副委員長の進退伺い

< 概要 >

勅使河原委員長から、鬼頭副委員長が勅使河原委員長宛に副委員長職の辞任を申し出た、との報告があり、鬼頭副委員長からその理由等について説明があった。

< 結果 >

鬼頭副委員長の副委員長職及び運営委員の解任が決まった。

(2) くぬぎ山地区自然再生実施計画書について

< 概要 >

勅使河原委員長がたたき台として作成した実施計画のうちの「1. くぬぎ地区保全計画」及び「くぬぎ山地区 平地林管理計画の策定と平地林管理の新たなしくみの構築」について、勅使河原委員長から説明があり、意見交換を行った。

< 主な意見 >

- ・環境林の割合が多すぎる。農用林に戻さないと、目標である高度経済成長以前のくぬぎ山に戻ったとは言えない。
- ・環境林にしていけば、子供たちも使用できるのでは。
- ・どうすれば生物が多様化するかを検討するべき。
- ・手入れをすると予想外のことが起きる。モニタリングが大事である。
- ・ゾーニングを作っても、地主の意向が一番大事である。
- ・詳細なゾーニングを作っていくためには専門家(犬井先生など)の意見を求めるべき。

< 結果 >

それぞれ持ち帰り、内容を検討することとなった。

(3) その他

石坂産業の拡張計画について

石坂産業の拡張について、協議会として以下のような対応をすべきとの意見があった。

石坂産業に対し、拡張計画について協議会に具体的な説明をするよう求める。

県に対し、石坂産業がこれ以上緑地を改変させないよう指導すべきとの要望書を提出する。

行政が協議会の一員として要望書の提出ができるか、持ち帰り確認することとなった。

3 その他

・次回の運営委員会は8月6日(日)13時に狭山研磨材に集合し、現地調査を行う。その後、実施計画等に関する打合せを行う。(会議の場所については後日通知)

くぬぎ山地区自然再生協議会 運営委員会 議事要旨

日時 平成18年8月6日(日)
13時～18時

場所 くぬぎ山
狭山市農村環境改善センター

1 出席者

勅使河原彰(委員長)、足立圭子、飯田芳男、佐藤昇、横山進、横山三枝子、
埼玉県(代理:稲葉副課長)、川越市(代理:岡村補佐)、所沢市(代理:並木主幹)、狭山市、
三芳町 計12名 平岡委員欠席、オブザーバー:鬼頭委員

2 くぬぎ山現地視察(13時～15時)

地区内を約2時間かけて視察を行った。

3 会議(15時40分～18時)

(1)第9回くぬぎ山地区自然再生協議会について

平成18年9月18日(月)14時～開催することとなった。場所については後日決定。

(2)実施計画について

<概要>

前回の運営委員会で勅使河原会長から提示された実施計画のうち、『植生管理ゾーニング・イメージ図』について意見交換を行った。

<結果>

・第9回協議会において、『目次』、『1.保全計画』及び『植生管理ゾーニング・イメージ図』を提案することとした。ただし、『1.保全計画』については、文章の表現等について、行政内で再度検討し、修正内容について会長に連絡することとした。

<主な意見>

- ・農用林を大黒柱としゾーニングするべき。緑と黄色(環境林と農用林)の割合が逆。
- ・委員長が作成した案で進め、作業をしていく中で修正していけばよい。
- ・早くゾーニングを決めないと、管理作業ができない。
- ・図は固定的ではない。多様性を残しておいた方が参加しやすい。
- ・ゾーニング図の作成に当たっては、犬井先生や亀山先生の意見を聞いて作成していきたい。
- ・協議会に提案するにあたっては、基本的な考え方だけ示すこととしてはどうか。
- ・運営委員会の中で意見が割れているのであれば、複数の案を提示したらどうか。

(3)その他

・ 県委員から、実施計画は協議会が作るものではなく、実施者がそれぞれ作成するものであること、実施計画は具体的に誰が何をすることを記載したものである、との説明があった。(説明内容については環境省に確認済み)

現在運営委員会で作成し、協議会に提案しようとしているものは、くぬぎ山地区全体の実施計画(案)で、個別地区の実施にあたっては、この全体計画に基づきながら、各実施者が実施計画を作成していく、ということが確認された。